

災害による損害を受けた場合の県税の減免措置等について

区 分	要 件	軽減又は免除の割合	適 用 対 象										
個人事業税	事業用資産	<p>納税者の所有に係る事業用資産につき災害により受けた損害の金額（保険金等による補てん金額を除く。）が、当該資産の価額の2分の1以上で、前年中の事業の所得金額が1,000万円以下である者</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">事業の所得</td> <td style="text-align: center;">500万円以下</td> <td style="text-align: center;">税額の全部</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">750万円以下</td> <td style="text-align: center;">税額の2分の1</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">750万円超</td> <td style="text-align: center;">税額の4分の1</td> </tr> </table>	事業の所得	500万円以下	税額の全部		750万円以下	税額の2分の1		750万円超	税額の4分の1	被害者が納付すべき当該年度分の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するもの
	事業の所得	500万円以下	税額の全部										
	750万円以下	税額の2分の1											
	750万円超	税額の4分の1											
住宅・家財等	<p>納税者、同一生計配偶者、扶養親族の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金等による補てん金額を除く。）がその資産の価額の2分の1以上で、前年中の合計所得金額が500万円以下である者</p>	税額の2分の1	同 上										
法人県民税	均等割	<p>災害による被害により、資本金等の額（事業年度終了の日の現況によるものとする。）の2分の1以上の額の損失を受け、かつ、災害により被害を受けた日の属する事業年度において欠損金額が生じている者で、期限の延長及び徴収の猶予の措置によってもなお納付が困難である者</p>	税額の2分の1	災害による被害を受けた日の属する事業年度									
不動産取得税	家屋	<p>当該不動産（家屋）を取得後、天災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">家屋の原形をとどめない時</td> <td style="text-align: center;">全額免除</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60%以上の被害</td> <td style="text-align: center;">80%免除</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40%以上 60%未満の被害</td> <td style="text-align: center;">60%免除</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20%以上 40%未満の被害</td> <td style="text-align: center;">30%免除</td> </tr> </table>	家屋の原形をとどめない時	全額免除	60%以上の被害	80%免除	40%以上 60%未満の被害	60%免除	20%以上 40%未満の被害	30%免除	当該不動産の取得に対して課される不動産取得税	
		家屋の原形をとどめない時	全額免除										
		60%以上の被害	80%免除										
		40%以上 60%未満の被害	60%免除										
	20%以上 40%未満の被害	30%免除											
土地	<p>当該不動産（土地）を取得後、天災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">80%以上の被害</td> <td style="text-align: center;">全額免除</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60%以上の被害</td> <td style="text-align: center;">80%免除</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40%以上 60%未満の被害</td> <td style="text-align: center;">60%免除</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20%以上 40%未満の被害</td> <td style="text-align: center;">30%免除</td> </tr> </table>	80%以上の被害	全額免除	60%以上の被害	80%免除	40%以上 60%未満の被害	60%免除	20%以上 40%未満の被害	30%免除	同 上		
	80%以上の被害	全額免除											
	60%以上の被害	80%免除											
	40%以上 60%未満の被害	60%免除											
20%以上 40%未満の被害	30%免除												
共通	<p>滅失し、又は損壊した家屋等に代わる家屋等を3年以内に取得した場合</p>	旧不動産の台帳価格に見合う税額分を軽減	同 上										
自動車税（種別割）	<p>自己の所有等に係る自動車に被害を受け、損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、その自動車の価額の2分の1を超えるとき</p>	税額の2分の1	災害を受けた日以後に初めて納期の末日が到来する自動車税（種別割）										
個人県民税	<p>個人市町村民税と併せて賦課徴収されているため、災害等により市町村長が個人市町村民税を減免した場合は、市町村の減免割合と同じ割合で減免</p>												

期限の延長	<p>災害等により県税の申告、申請、納税等が期限までにできないと認められるときは、期限を延長することができます。 【 延長することのできる期間 】 災害等がやんだ日から2月以内</p>
-------	--

徴 収 予	<p>財産が災害を受けたために、県税の納税義務者や特別徴収義務者が、その徴収金を一時に納税することができないと認められるときは、納税を猶予することができます。 【 猶予することのできる期間 】 原則として1年以内（最長2年）</p>
-------	--